

各都道府県
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物処理施設の財産処分について

循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて市町村等が整備した一般廃棄物処理施設の財産処分については、平成20年5月15日付け環企発第080515006号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」（以下、「承認基準」という。）に基づき行うほか、以下のとおり取り扱うこととするので、貴管下市町村等に対し周知願います。

なお、平成16年5月24日付け環廃対発第040524005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「既存の一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を受け入れる場合の財産処分について」、平成17年3月28日付け環廃対発第050328005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「既存の一般廃棄物処理施設において災害廃棄物である産業廃棄物を受け入れる場合の財産処分（目的外使用）について」、平成17年4月1日付け環廃対発第050401003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「市町村合併に伴う財産処分（無償譲渡）の取扱いについて」及び平成17年9月27日付け環廃対発第050927001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法等に基づき一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）の取扱いについて」については、平成20年10月16日をもって廃止する。

第1 財産処分の処分方針

廃棄物処理施設については、建物、構築物、機械装置類が有機的に結合し、その機能を果たしていることから、個々の設備等の耐用年数をもって判断するものではなく、財産処分する施設を一体的なものとし、これまで加重平均耐用年数（施設に含まれる設備等の耐用年数ごとに工事費の重み付けを行い、施設一体として算出した耐用年数。以下同じ。）と経過年数の比較により、補助目的を達成しているか否かを判断してきたところであるが、今後においては、承認基準に基づき手続きを行うこととする。

また、承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」に定める「国庫納付に関する条件を付して承認する場合」に該当する財産処分を行う場合については、従来のとおり、加重平均耐用年数を用いて補助目的が達成しているか否かを判断することとする。

第2 財産処分の特例

1 市町村合併に係る法律に基づく財産処分について

承認基準「第2 承認の手続」の包括承認事項（1）のイに定める、市町村合併に係る法律に基づく計画とは、「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）第5条の規定に基づく「市町村建設計画」及び「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号）第6条の規定に基づく「合併市町村基本計画」とする。

なお、市町村合併の計画に基づいて行われる財産処分（包括承認事項）は、「市町村建設計画」又は「合併市町村基本計画」の「公共的施設の統合整備に関する事項」等に具体的な記載がなされているものとする。

また、これら計画に特段の記載がない市町村合併に伴う財産処分については、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式1により申請することとし、承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」の定めに基づき、環境大臣が適当であると個別に認める場合には、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。

2 包括承認事項以外の財産処分について

承認基準「第2 承認の手続」に定める包括承認事項に基づくもののほか、次に掲げる財産処分についても、環境大臣の承認があったものとして包括承認事項と同様の取扱とする。

（1）災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）

市町村が災害により発生した産業廃棄物を一般廃棄物と併せて処理する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、承認申請の手続きに当たっては、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式2により行うこととし、本通知の様式1を添付することとする。

また、この報告をもって災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象となるものではない。

ア 併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において処理できるものであること。

イ 産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限のものとする。

（2）高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法等に基づき一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）

市町村が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条及び第23条の規定に基づき患畜等の処理を行う者から、患畜等を受け入れ処理する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、承認申請の手続きに当たっては、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式2により行うこととし、本通知の様式2を添付することとする。

ア 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第29条に定める基準に従って処理を行うものであること。

イ 患畜等の所有者において、家畜伝染病予防法に従った患畜等の処理を行うことが困難であること。

ウ 患畜等を受け入れることにより、日常の一般廃棄物処理に支障を生じさせないよう配慮すること。

エ 患畜等を受け入れる期間をあらかじめ明示するとともに、受入完了後は速やかに廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式4）を提出すること。

3 環境大臣が個別に認める財産処分について

産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）については、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式1により申請するものとし、承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」の、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものと同様の取扱とする。

ただし、産業廃棄物の適正処理の推進に資するため、市町村が一般廃棄物に加え新たに産業廃棄物（上記2（1）に該当するものを除く。）を一般廃棄物処理施設で処理する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、承認申請の手続きに当たっては、本通知の様式3を添付することとする。

ア 当該地域において、対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがあること。

イ 併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において処理できるものであること。

ウ 受け入れる産業廃棄物処理量は、一般廃棄物処理量を超えないこと。

エ 産業廃棄物を受け入れる際には、排出事業者責任等を勘案し処理費用として料金を徴収するなど、市町村財政に負担をかけないこと。

オ 産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限のものとし、あらかじめその期間を明示するとともに、受入完了後は速やかに廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式4）を提出すること。

第3 加重平均耐用年数を用いる財産処分

承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」に定める、「1. 地方公共団体が行う財産処分」であって、「(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合」においては、承認基準「第4 財産処分納付金の額」の「2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等」のただし書きにより、加重平均耐用年数を用いて補助目的の達成の有無を判断することとし、次に掲げる1又は2のいずれかの方法により財産処分納付金額を算出するものとする。

なお、解体を伴わない財産処分については、解体経費を「0」として算出するものとする。

1 経過年数が加重平均耐用年数を下回る場合の財産処分納付金額について

当該施設が補助目的を達成していると認められないことから、財産処分する施設等に係る工種毎の国庫補助額に、処分制限期間に対する残余年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下、「残存年数納付金額」という。）を財産処分納付金額とする。

2 経過年数が加重平均耐用年数を上回る場合の財産処分納付金額について

当該施設が補助目的を達成していると認められることから、さらに評価額と解体経費との比較を行い、評価額が解体経費を下回る場合は、国庫納付を要しないが、評価額が解体経費を上回る場合においては、評価額から解体経費を差し引いた金額に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額を財産処分納付金額とする。

ただし、残存年数納付金額を上限額とする。

3 財産処分完了報告の提出について

加重平均耐用年数を用いて補助目的の達成の有無を判断し、財産処分納付金額を算出する場合については、当該施設の解体完了後、再度、評価額と解体経費の比較等を行い、財産処分納付金の有無及び納付額を確定させるため、1ヵ月以内に廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式4）を提出することとする。

第4 その他

1 環境大臣が定める期間を経過した施設の取扱いについて

補助金等の交付を受けて整備した廃棄物処理施設において、個々の設備等が処分制限期間を全て経過した場合の財産処分については、承認基準「第2 承認の手続」は不要とする。

ただし、廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式4）を提出することとする。

2 財産処分の承認申請及び報告の手続について

承認基準及び本通知に基づき財産処分の承認申請及び報告の手続きを行う場合には、それぞれ定められた様式を所管都道府県知事に提出し、所管都道府県知事は内容を確認又は審査し、関係書類を添えて環境大臣に提出するものとする。

なお、財産処分の手続きを行うに当たっては、当分の間、事前に当課あて協議を行うこととする。

(様式1)

災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の
財産処分(目的外使用)

1. 目的外使用の内容

(1) 産業廃棄物の種類及び発生状況

(2) 産業廃棄物の処理量 $t / \text{日}$ (総計画処理量 t)

(3) 処理予定期間

ア 開始年月日 : 平成 年 月 日

イ 終了年月日 : 平成 年 月 日

(年 ヶ月)

2. 一般廃棄物の処理状況

(単位: $t / \text{日}$)

	処理能力 (A)	処 理 量 (B)	差引処理能力 (A - B)
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
平 均 値			

(注)・把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により、算出のこと。

・処理量 ($t / \text{日}$) = 年間処理量 / 年間稼働日数

(添付書類)

(1) 災害状況に関する資料

(2) 状況写真

(3) その他参考となる資料

(様式2)

高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法等に基づき
一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分(目的外使用)

1. 目的外使用の内容

(1) 経過及び理由

【当該地域における詳細な発生状況等を記述すること】

(2) 高病原性鳥インフルエンザの患畜等の処理量

t/日 (総計画処理量 t)

(3) 処理予定期間

ア 開始年月日 : 平成 年 月 日
イ 終了年月日 : 平成 年 月 日
(年 ヶ月)

2. 一般廃棄物の処理状況

(単位:t/日)

	処理能力 (A)	処 理 量 (B)	差引処理能力 (A-B)
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
平 均 値			

(注)・把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により、算出のこと。

・処理量(t/日) = 年間処理量/年間稼働日数

(添付書類)

(1) 当該地域における高病原性鳥インフルエンザの患畜等に関する資料

【発生場所の見取り図面等】

(2) その他参考となる資料

(様式3)

産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）

1. 目的外使用の内容

(1) 経過及び理由

【当該地域における産業廃棄物の処理の必要性等を詳細に記載すること。】

(2) 産業廃棄物の種類及び発生状況

(3) 産業廃棄物の処理量 $t / \text{日}$ （総計画処理量 t ）

(4) 処理予定期間

ア 開始年月日 : 平成 年 月 日

イ 終了年月日 : 平成 年 月 日

(年 ヶ月)

(5) 産業廃棄物処理の費用【費用を徴収する場合に記載】

ア 費用徴収単価 円 (1 t 当たり概算)

【排出者責任、施設の管理・運営費、処理量等を勘案し、処理費用として適切なものであること。】

イ 積算根拠

2. 一般廃棄物の処理状況

(単位: t/日)

	処理能力 (A)	処 理 量 (B)	差引処理能力 (A - B)
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
平 均 値			

(注)・把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により、算出のこと。

・処理量 (t/日) = 年間処理量 / 年間稼働日数

(添付書類)

(1) 地域の産業廃棄物の処理状況を客観的に説明できる資料

【当該地域における産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがある根拠を受入業者の処理能力等を一覧として示すこと。】

(2) 状況写真

(3) その他参考となる資料

(様式4)

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

事 業 者 名 印

廃棄物処理施設（〇〇〇施設）の財産処分完了報告について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け環廃対発第〇〇〇〇号で承認のあった標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき別紙のとおり報告する。

廃棄物処理施設財産処分完了報告書

- 1 財産処分の種類 (該当するものに○)
 (転用 (目的外使用:) 有償譲渡 交換 有償貸付 取壊し又は廃棄)
- 2 財産処分の概要

①事業者		②施設名		③所在地	
④施設(設備)種別		⑤処理能力及び方式		⑥設置年月日	
⑦補助金等相当額 (処分に係る部分の額)		⑧補助金等交付額全体		⑨総事業費	
円		円		円	
⑩補助金等交付年度		⑪処分制限期間	⑫経過年数	⑬稼働停止年月日	
年度		年	年		
⑭処分の内容				⑮処分年月日	
⑯評価額		⑰評価額の算出方法 (該当するものに○)		⑱解体費	
円		定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額		円	
⑲処理した廃棄物の種類及び処理量			⑳処理期間		
○○○		t / 日	開始	平成	年 月 日
○○○		t / 日	終了	平成	年 月 日
(総処量		t)	(年	ヶ月)

- 3 経緯及び処分の理由

--

- 4 添付資料 (参考となる資料)

(記入要領)

- 1 財産処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

- 2 財産処分の概要
 - (1) 「④施設(設備)種別」欄は、対象施設(設備)名又は事業に係る施設(設備)名を記載すること。
 - (2) 「⑭処分の内容」欄は、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例：○○施設を□□施設に転用。
○○施設の一部を転用し、○○施設と□□施設に変更。
○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。
○○法人○○に譲渡し、同一事業で継続。
○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
 - (3) 「⑯評価額」欄は、減価償却後の額を記載し、「⑰評価額の算出方法」欄は、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を○で囲むこと。
 - (4) ⑱の欄は、取壊しの場合のみ記載すること。
 - (5) ⑲及び⑳の欄は、転用(目的外の使用)の場合のみ記載すること。

- 3 経緯及び処分の理由
財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。
なお、財産処分に伴い用途を変更する場合には、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

添付書類

- (1) 施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) 返還金が生じる場合には、評価額・解体費対比表や売り払い収入等の契約書や返還金調書を添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。